

総合福祉部会 第11回	
H23.1.25	資料17

ぶかいさぎょうち一む にちちゅうかつどう す かたしえん ぎじめも がつ  
部会作業チーム（日中活動とGH・CH、住まい方支援）議事メモ（12月）

1. 日時：平成22年12月7日（火）14:25～17:25

2. 場所：厚生労働省低層棟2階講堂

3. 出席者

おおくぼざちょう みつますふくざちょう おのいいん しみずいいん ならさきいいん ひらのいいん  
大久保座長、光増副座長、小野委員、清水委員、奈良崎委員、平野委員

4. 議事要旨

はったつしょうがい こうじのうきのうしょうがい なんびょう けいどちてきしょうがい ひと  
（発達障害、高次脳機能障害、難病、軽度知的障害などのある人たちへの  
ひつよう ふくしきーびす  
必要な福祉サービスについて）

・ 軽度の知的障害の方に対するワンストップ機能は必要。制度の谷間に落ち、  
ゆば せいしん はったつ あたら しゅほう わんすとつぷ ば  
行き場のない精神や発達など、新しい手法としてワンストップやたまり場、  
みぢか しえん ひつよう  
身近なところの支援は必要。

・ 相談支援について、地活の相談支援は使いづらい。何かあったときにどこ  
そうだん わ  
に相談すればよいのか分からない。

・ 特定のところに所属しない人に何かあった時、どこに相談に行けば良いの  
か、あるいは単に行政の人とか、ピアカウンセリングとか、そういった機能を盛り  
こ ひつよう  
込む必要がある。

・ 身近なところで相談を受けられることから、たまり場の機能は必要。  
わんすとつぷ じゅうよう  
ワンストップで、つながっていくことが重要。

げんこう かいごきゅうふ くんれんとうきゅうふ ちいきせいかつしえんじぎょう くぶん  
（現行の介護給付、訓練等給付と地域生活支援事業という区分について、

そうごうふくしほう しえんたいけい かた  
また、総合福祉法での支援体系のあり方について）

・ 介護給付と訓練等給付は分ける必要はなく、一本化ということで良い。

・ 地域生活支援事業の全てのサービスを個別給付にするのは無理があると  
おも  
思う。

・ 地域生活支援事業と個別給付の関係については、法の中で、どのよう

な形で報酬を決めていくかを考えていかなければならない。

- ・ 現行の体制にとらわれる必要がなくサービス体系を組み立て直す中で制度・施策を考える必要がある。人による直接の支援は、義務経費である。相談支援は個別支援計画やケアプラン作成を義務付けることにより、相談件数によって個別給付になることも考えられる。
- ・ 今のサービス体系の枠組みから考えるのではなく、支援の内容や支援の方法といった視点から考えていくべきだ。
- ・ 個別支援（出来高払い）ではなく定額払いとすることで、安心して事業を任せられる面がある。サービスの質に合わせ、こういった形でサービスを提供すべきかという視点を大事にした方が良い。
- ・ 定額払いに適した支援だけではなく、個別給付に適した支援を重ねて使うことで、利用者のニーズに応じた一定の支援が行える。
- ・ 地域生活支援事業に個別給付するべきものが入っていたので、取り扱いがはっきりしなくなった。

（現行の訓練等給付について、また、自立訓練（機能訓練・生活訓練）

のあり方について）

- ・ 標準利用期間の設定については、利用者個々人の状況や契約の内容に従ってもらえれば良いので、必要無いのではないか。
- ・ プログラムの検証の問題。きちんとした計画があって、しっかりと実行・検証されていけば良いと思う。
- ・ 自立訓練については、自立生活に向けてのADLの訓練や、学校卒業後のトレーニングといった利用の仕方があるため、これは期限有りの支援とも考えられる。

（生活介護、療養介護も含めた日中活動支援体系の在り方について）

（日中活動サービス体系）

- ・ 日中活動サービスの事業体系は、できる限りシンプルな体系にする必要がある。この点については、全員異論がない。

- ・ 支給決定や報酬の仕組みに影響されるが、ダイアクティビティセンターのようなシンプルな体系でサービスを提供することができる仕組みが望ましい。定員の問題は、地方の小規模作業所や小さな事業所では本当に5人からやれる仕組みにしないと、事業を行えるのかどうか。
- ・ 多機能型という仕組みが、様々なサービスを身近な場所で受けることを可能にした。ダイアクティビティセンターにおいては、本当にサービスが提供できる基準が担保されるのかどうか。基準やルールは必要。
- ・ 基準やルールについては、ガイドラインやモデル形成により示せば良いのではないか。
- ・ ダイアクティビティセンターの基準や制度を定めたうえで、そのチェックについてはモニタリングや通報等の制度の下で行っていくこととなる。
- ・ 施設を類型化して、職員数の最低基準を定めるべきではないか。
- ・ サービスのメニュー化が必要。ただし、実際の支援の中では一人ひとりに合わせた支援は必要。
- ・ サービスをどれだけ使えるか、時間の基準も必要。
- ・ サービス体系については、類型化する場合と一つにする場合との両論を併記する。また、いつまでも利用者を集めるといふ考えではなく、その地域で障害者が何人いるかを把握し、職員が出向いていくアウトリーチ型という発想は必要である。社会福祉法の定員基準である10人を下回る支援を考える場合でも重要である。

ちいきかつどうしえんせんた  
(地域活動支援センター)

- ・ 地域活動支援センターの活動支援を軸にしているところに関しては、ダイアクティビティセンターに、相談も実施しているI型のセンターは相談支援事業所にすればよい。
- ・ 個別給付の判定を受ける前の方向けのたまり場として、自治体の裁量で実施できる地域活動支援センターはあってもよいのでは。
- ・ 地域活動支援センターは、個別給付の有無に関わらず利用できるもの。個別給付の補完機能でない。

- ・ こちらりょうろんへいきも両論併記こべつきゆうふでよいのでは。個別給付きらく りようを受けなくても気楽ばに利用できる場があってもよい。たまり場ばであり、活動かつどうもできるという、いわゆる自由じゆうに何でもできるという形かたちも考えられるかんが。

たんきにゆうしょ につちゆういちじしえん  
(短期入所・日中一時支援)

- ・ 日中一時支援につちゆういちじしえんについては、かつての日帰りショートひがえ しょーと、あるいはタイムケアたいむけあという形かたちで短期入所たんきにゆうしょにまとめる。タイムケアたいむけあは重要じゆうよう。
- ・ 事業所じぎょうしょがやっていないとき日中預かる場につちゆうあずが欲しいば、土日預かってほしいどにちあずという場合ばあいが考えられるかんが。ただし、預かりだけでなく、本人ほんにんの希望きぼうにより日中一時支援いちじしえんで訓練的くんれんてきな要素ようそを行う場合おこなもあるため、一概いちはがいに定義付けていぎづは難しいむずか。

ちいきいこう しょうへき じゅうたくもんだい かいけつ ぐたいてき  
(これまで地域移行の障壁しょうへきになってきた住宅問題じゅうたくもんだいを解決かいけつするための、具体的なほうさく  
方策ほうさくについて)

- ・ 「高齢者の居住こうれいしゃ きょじゅうの安定あんていの確保かくほに関する法律かん ほうりつ」と同様に、法制度どうよう ほうせいどでしっかり位置づけた上で、障害者向けいち うえの住宅しょうがいしゃむ じゅうたくが地域内ちいきないで確保かくほされるようなほうさくほうさくを推進すいしんしていく必要があるひつよう。

ちいき す かくほ ほうさく こうえいじゅうたく ゆうせんわく ひろ  
(地域での住まいの確保ちいきの方策すとして公営住宅かくほ ほうさくへの優先こうえいじゅうたく枠ゆうせんわくを広げることについ  
て)

- ・ どんどん広げるべき。1つの建物ひろに障害たてもんのある方が集まるのも不自然しょうがい。  
民間の住宅かた あつについても進めていくべきであるふしぜん。  
民間の住宅みんかん じゅうたくについても進めていくべきであるすす。

こうえいじゅうたく しつりょうとも ふそく げんじつ なか しょうがい ひと あぱーと  
(公営住宅こうえいじゅうたくが質量共に不足する現実しつりょうともがある中で、障害ふそくがある人のアパートな  
どの一般住宅いっばんじゅうたくの確保かくほの為の対応ためについて(家賃等やちんとうの軽減策けいげんさくや借り上げ型  
賃貸住宅等ちんたいじゅうたくとう))

- ・ 民間住居への入居促進みんかんじゅうきよのため、家賃補助にゆうきよそくしんや住宅手当やちんほじよの創設じゅうたくてあてが望ましいそうせつ。  
また、住居提供者にゆうきよていきようしゃに対する経済的支援策たいや優遇策けいざいてきしえんさくを講じる  
必要があるゆうぐうさく。  
必要があるひつよう。
- ・ グループホーム等ぐーほーむの整備せいびに際し、用途さいを寄宿舍ようととした場合、建築きしゆくしゃ  
等ばあい、建築けんちく

きじゆんほうじょう きじゆん きび いっぱんじゅうたく と あつか  
基準法上の基準が厳しくなる。一般住宅として取り扱っていくという  
すたんす  
スタンス。

- ちいき りかい ひつよう いっぱんじゅうたく た ちいきじゅうみん どういしょ  
地域の理解は必要であるが、一般住宅を建てるのに、地域住民に同意書  
と  
を取るのをおかしい。事業所に負担を求めるのをおかしい。
- こうれいしゃ ぶんや じぎょうしゃ ちいきじゅうみん せつめい ぎょうせい ねが  
高齢者の分野では、事業者地域住民に説明するよう、行政も願  
いをしている。地域で生活していくために、地域の理解が必要。住民の同意  
なく、介護はGHをどんどんつくあとちいきじゅうみん あつれき しょう ちいき  
住民の理解を広げていくことが必要。

きょじゅうさぽーとじぎょう ひょうか ひつよう きのう やくわり  
(居住サポート事業の評価とさらに必要とされる機能・役割について)

- きょじゅうさぽーと じゅうようせい じかんしえん  
居住サポートの重要性についてはわかるが、これに24時間支援をつけるな  
むり じぎょう  
ど、無理のある事業となっている。
- きょじゅうさぽーと きのう じゅうよう たんどく おこな そうだんしえん  
居住サポートの機能は重要であるため、単独で行うのではなく、相談支援  
いっただいてき おこな なん しえんさく せいり ひつよう  
と一体的に行うなど、何らかの支援策として整理する必要がある。

ぐるーぷほーむ けあほーむ げんじょう もんだいてん こんご かた  
(グループホームとケアホームについて、現状の問題点と今後のあり方について)

ぐるーぷほーむ けあほーむ  
(グループホーム・ケアホーム)

- せいどめいしょう ぐるーぷほーむ とういつ こべつきゅうふ  
制度名称をグループホームに統一することでよい。また、個別給付なので  
しえん にーず たか ひと ほうしゅう ていいん  
支援のニーズが高い人にはそれなりの報酬をつける。定員については、  
ひょうじゆんてき にん しょうにんずう かていてき ふんいき ぐるーぷほーむ  
標準的には4～5人の少人数とする。家庭的な雰囲気というグループホーム  
きほん た もど  
の基本に立ち戻るべき。

ぐるーぷほーむ ていきょう さーびすきのう ぱーそなる しえん べつ  
また、グループホームで提供するサービス機能とパーソナルな支援は別とすべ

き。

- こべつ ひつようせい おう ほーむへるぶ ひつよう  
個別の必要性に応じてホームヘルプなどをつけていくことが必要。
- ぐるーぷほーむ せわにん ぐるーぷしどう せんもんせい みと  
グループホームの世話人については、グループ指導するという専門性を認めて、  
ほうしゅう ひ あ おこな  
報酬の引き上げを行うべき。
- かたち せいり しょうがい おも かた りよう  
この形で整理していけば、障害の重い方についても利用できるようになる。

ふくしほーむ  
(福祉ホーム)

- ・ 場の提供であり、住宅保障であるため個別給付にする必要はない。支援については、本来の個別給付である訪問系のサービスでやってもらえばよい。
- ・ 住所地特例が適用となっており、お金の入り方が違うため運営するところは住所地特例の按分の費用負担のため、大変だという声を聞く。ケアホームに転換しているものもあるが、身障系はケアホームになると300時間、450時間の重度訪問介護が使えないから福祉ホームのまま障害の重い人を支えようとしているところもある。「地域生活支援事業の見直しと自治体の役割」チームとのすり合わせが必要である。